

始めてみよう！ …でもちょっと迷っている方に

まずは情報を見て、興味があるものを見つけたら、団体に連絡してみよう！
迷っていることがあるという方は下記を参考にしてみてくださいね。

今すぐは始められないけど、
団体が募集してる時に参加したいな

→そんなときは「ちよいボラ」がおすすめ！
連絡先を登録しておけばイベント情報が出た時に
市役所からボランティア募集情報がメールで届きます。
登録方法→p43 へ

どのボランティアに参加しようか
決められない…

悩んだらまずは市民協働課までお問い合わせ
してください。情報の提供や団体への連絡の
お手伝いをします。

ボランティアをもっと本格化したいけど
資金があまり用意できない…

群馬県や館林市では市民活動団体に補助金を出して
います！市の補助金については、p41をご覧ください。

自分の活動を広げたいから、
ボランティア団体を作りたいな

市民協働課でご相談ください。ご質問や
お困りごとへの対応や、活動分野に近い
担当課におつなぎします。

NPO法人のQ&A

Q. NPO(Non Profit Organization)法人とは？

A. NPOは社会貢献活動や慈善活動を行う団体を広く指す言葉ですが、特定非営利活動促進法(NPO法)により法人格を得た団体を「特定非営利活動法人(NPO法人)」と呼びます。「非営利」なので事業の利益(もうけ)は、法人の活動に充てなければなりません。

Q. NPO 法人になるメリット・デメリット

A. メリット: 事務所を借りたり電話を引いたりする時、法人として契約できます。また、行政や企業などから委託事業を受ける場合に、法人であることが条件となることもあり、社会的な信用が得られると言えます。

デメリット: 法人格の取得に伴う義務や各種の手続き事務が負担となる場合があります。
金融機関から事業資金の融資を受けるには営利法人のほうが受けやすいこともあります。

Q. NPO 法人を設立するには？

A. 一定の書類をそろえて所轄庁に申請する必要があります。館林市内のみに事務所がある場合、館林市が所轄庁になります。詳しくは、館林市役所ホームページ又は市民協働課にて、『特定非営利活動法人設立手続の手引』をご覧ください。